

5-20 労働時間規定の適用除外（第41条）

労働時間規定の適用除外（第41条）

4章、6章、6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定の適用除外

適用除外

- ・ **監督又は管理の地位にある者**（第2号）
労働条件の決定その他労務管理について、経営者と一体的な立場に在る者。「職務内容、責任と権限、勤務態様、待遇（年収）」から総合判断。
- ・ **機密事務を取り扱う者**（第2号）→秘書等
- ・ **行政官庁の許可を受けて行う監視断続労働**（第3号）→身体及び精神的緊張の高くない監視の業務（守衛等）、断続的労働（寄宿舎・寮の膳人等）、宿日直の業務
- ・ **農業及び畜産・水産業**（第1号）

労働時間、休日、休憩に関する第4章、第6章、第6章の2の規定(*1)は、法第41条に定める①農・畜・水産業、②管理監督者(*2)及び機密事務取扱者(*3)、③許可を受けて行う監視、断続労働については適用されない。

(*1) 年次有給休暇の規定、深夜割増賃金に関する規定は含まれない（適用される）。

(*2) 「監督又は管理の地位にある者」について、行政解釈は、「労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にあるもの」の意であり、具体的には、職務内容、責任と権限、勤務態様、待遇等から総合判断を行うとしている。これに対して、裁判例は、平成20.1.28「日本マクドナルド事件」東京地裁判決にみられるように、「企業経営上の必要から経営者と一体的な立場にあること」を要求している。この場合、管理監督者の範囲は、極めて限定的なものとなる。

(*3) いわゆる秘書業務に従事する者は、労働時間、休憩及び休日に関する規定は、適用されない。（法第41条2号後段）